

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和 7 年 10 月 16 日

独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏

1. 目 的

この歩掛参考見積の募集は、筑後川上流総合管理事業で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 443 号）に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出して下さい。
なお、参考見積書の様式は問いませんが、別表を参考とし、項目毎に必要な技術者の人数等が分かるように記載願います。
- (2) 提出期間：令和 7 年 10 月 24 日（金）から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 見積件名
「令和 8－9 年度 下笠ダム貯水池周辺傾斜観測業務」
- (4) 提出先
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 宛
【担当】経理課 梶島、福田
〒838-0012 福岡県朝倉市江川 1660-67
TEL 0946-25-0113 FAX 0946-25-0133
E-mail : nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
- (5) 提出方法
参考見積書は上記（４）の担当者へメール（PDF 等）による提出を基本としてください。
なお、送信後、必ず、上記（４）の担当者に電話にてご連絡ください。また、メールにより提出される場合は社印のある見積書の送付をお願いします。社印がないものについては、後日、社印を押印した書面を提出していただく場合があります。

4. 参考見積内容

(1) 業務作業項目、作業内容

本参考見積は、見積仕様書、参考図 1～4 に示す作業を実施するための標準的な歩掛かりとします。

(2) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（1）「業務作業項目、作業内容及び作業数量」を実施する為に必要な技術者等を徴取します。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

(4) 見積有効期限

令和 8 年 3 月 31 日までとします。

5. 依頼書に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和 7 年 10 月 16 日(木) から令和 7 年 10 月 22 日(水) まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出場所：3. (4) に同じ。

(3) 提出方法：3. (5) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和 7 年 10 月 24 日(金) から令和 7 年 10 月 31 日(金) まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積書提出者のご負担とさせていただきます。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

以 上

見積依頼書

第1節 業務目的

本業務は、下笠ダム貯水池周辺において3地区（鳥梁、栃原、田台）に設置している地盤傾斜の観測及び観測データの整理を行うものである。

第2節 業務内容

1. 計器観測（地盤傾斜計）

- ① 地盤傾斜計（自動観測）の観測を行い、下笠ダムの降雨、貯水位、地震時等のデータを考慮し、とりまとめを行うものとし、前年度までの調査データとの比較を行うものとする。観測値に過年度と異なる動きが確認された場合は、速やかに監督員に報告するものとし、要因を確認するものとする。
- ② 観測する傾斜計の箇所は、下表のとおりとする。
- ③ 観測日の日程表を作成し、監督員の承諾を受けるものとする。観測日に変更が生じた場合は、監督員に連絡すること。
- ④ 観測時に周辺の地盤状況等に変状を確認した場合は速やかに監督員に報告すること。

地盤傾斜計観測頻度は1回／時間とし、データ回収頻度は毎月1回とする。

地区		傾斜計地点No.	備考
鳥梁	自動	K-2	1回/1ヶ月
栃原	自動	K-3	同上
田台	自動	K-6	同上
合計		3箇所	

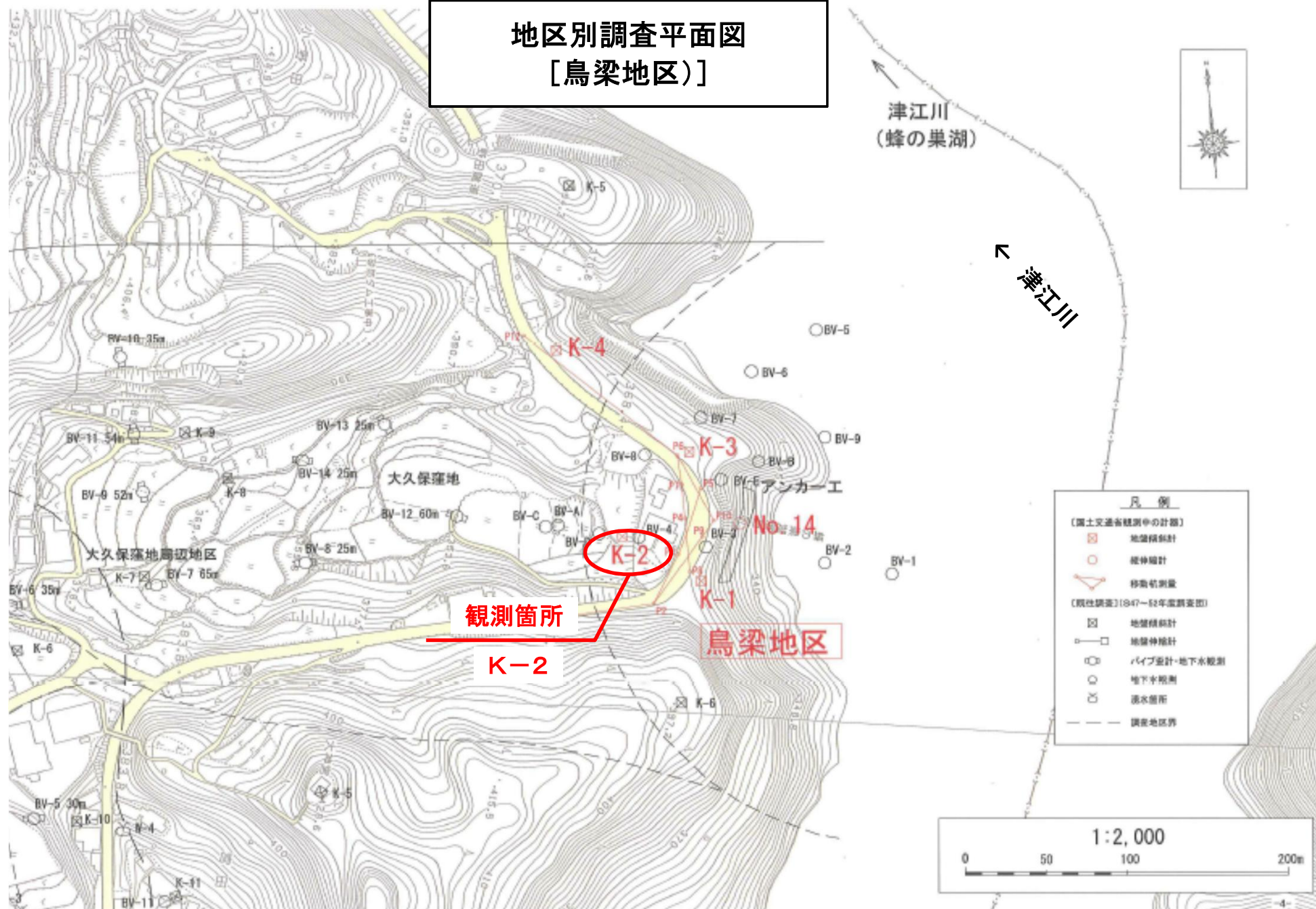
2. その他

地盤傾斜計は、現地に設置している国の施設を使用する。

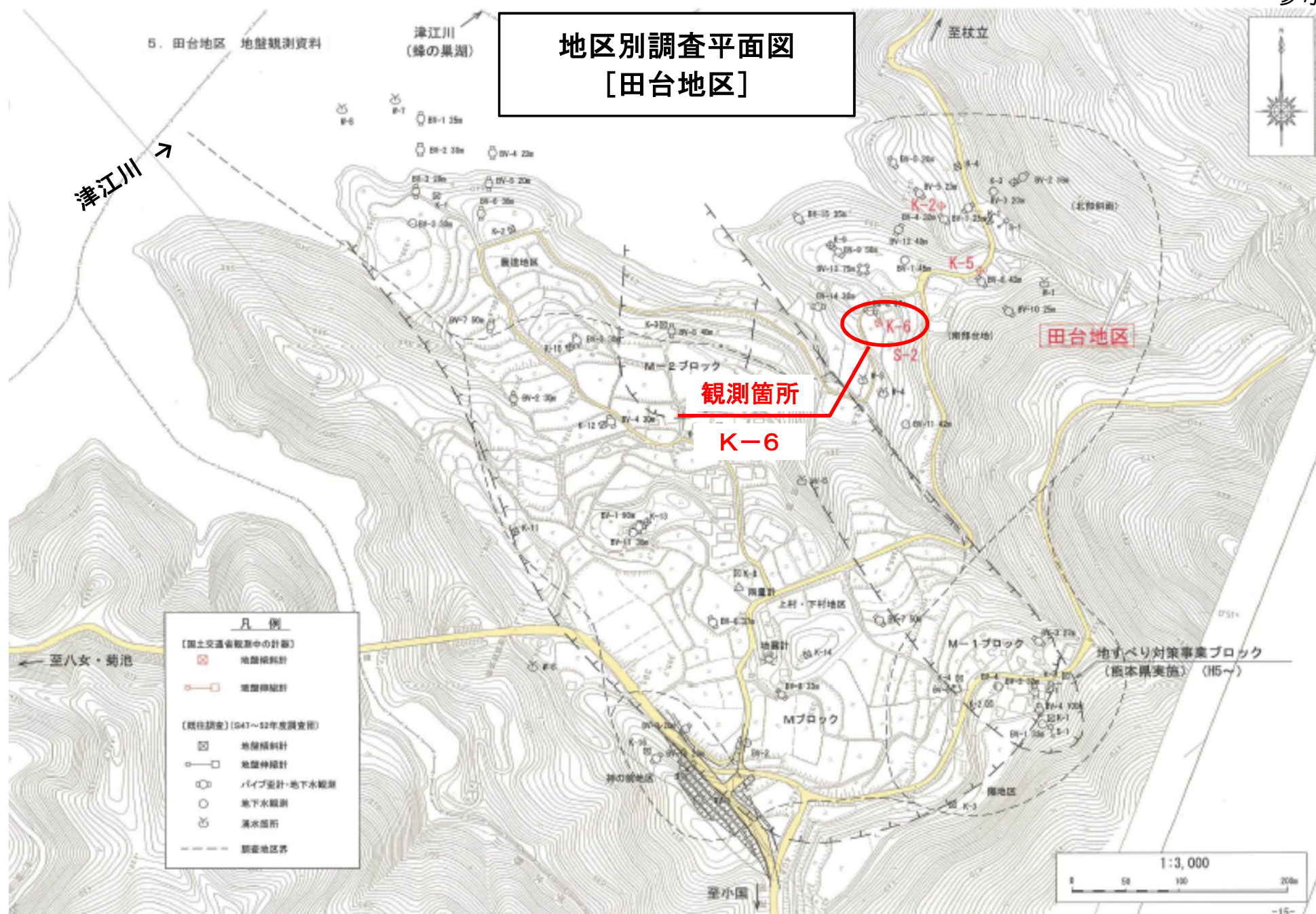
以上



地区別調査平面図 〔鳥梁地区〕







令和8－9年度 下釜ダム貯水池周辺傾斜観測業務

積算参考見積依頼「単価表」

	単位	数量	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員	材料費 (%)	備考
			56,000円	43,800円	34,100		
地すべり調査							
計器観測(地盤傾斜計)	式	1					
計器観測(地盤傾斜計) ※資料整理含む	回	1	【例】〇. 〇人			直接人件費の〇. 〇〇%	

1. 1観測所あたりの観測及び資料整理を含む必要人員を記入願います。
2. 上記の労務等の編成は参考であるため、実際に必要な労務工種及びその他備品等がある場合は、適宜追加してください。
3. 材料費(%)については、使用するパソコン、備品、消耗品等に要する費用として下さい。

※労務単価については、国土交通省HPに掲載された、令和7年度設計業務委託等技術者単価を使用してください。

※地盤傾斜計の機器損料は、現地に設置された国の施設を使用するため計上しないでください。